

令和7年度第10回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和8年1月23日(金) 午後2時
 召集場所 清須市役所北館2階 第1会議室・第2会議室
 開 会 令和8年1月23日(金) 午後2時
 出席委員

農業委員							
1.伊藤 正敏	○	2.酒井 温司	×	3.丹羽 保宏	○	4.横井 満之	○
5.中野 浩光	○	6.三宅 正恭	○	7.石塚 晴郎	○	8.岩田 房喜	○
9.鈴木 正	○	10.後藤 善一	○	11.星野 清明	○	12.水野 格廉	×
13.小島 慶久	○	14.木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15.鈴木 朝明(北部)	○	16.渡邊 由美子(西部)	○	17.堀田 啓(南部)	○		

計 15 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治
 主 事 高味 俊夫
 主 事 宮下 彩乃

議事日程

1 1 提出案件

(1) 議決案件

議案第27号 農地法第3条の規定に係る許可申請 …… 2件
 議案第28号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 2件

(2) 報告案件

報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知 …… 1件
 報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 1件
 報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 4件

2 その他

- ・生産緑地のあっせんについて

事務局 本日は水野会長が欠席のため、職務代理である中野委員に司会を務めていただきます。中野委員よろしく申し上げます。

中野委員 皆さん、こんにちは。

(職務代理) 改めまして明けましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。最近はやさしくなっております。委員の皆さんにおかれましては体調管理にご注意ください。

では、只今から、令和7年度第10回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は、2番酒井委員と12番水野会長より事前に欠席の連絡がありましたが、12名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は4番横井 満之（よこい みつゆき）委員と6番三宅 正恭（みやけ まさやす）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです

それでは、【議案第27号】農地法第3条の規定に係る許可申請2件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、申請番号R7-14をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

従前より譲受人へ貸しており、高齢により耕作をすることが難しいため、今後も耕作をお願いしたい譲渡人から、従前より申請地を耕作しており、今後も継続して耕作をするため、正式に手続きを行いたい譲受人への賃貸借権の設定の申請です。譲受人は、耕運機、草刈り機、軽トラをそれぞれ1台ずつ所有しております。従事日数は150日、申請地以外に耕作地はなく、申請地への通作距離は0.5km、通作時間は車で5分です。

譲受人は75歳以上であるため、ヒアリングを行っています。詳しくは机上配布しました農地法3条許可申請に係るヒアリング項目をご確認ください。

以上のことを踏まえて、農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

中野委員 事務局の説明が終わりました。

(職務代理) この案件の地元は鈴木朝明推進委員にヒアリングを行っていただきました。一言お願いします。

鈴木推進委員 問題ございません。

中野委員 他にご意見などありませんか。

(職務代理) なければ、この案件について、当農業委員会として「許可」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、番号 R7-15 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

高齢のため耕作し続けることが難しくなっている譲渡人から、以前より米作りに関心があり、地域農業の維持貢献も兼ねて耕作したいと希望している譲受人への賃貸借権の設定の申請です。

譲受人は、譲渡人より田植機とトラクターをそれぞれ1台ずつ使用貸借される予定です。また、コンバイン1台をレンタルするとのことです。従事日数は150日、経営面積は新規就農者のため0㎡、申請地への通作距離は約3km、通作時間は車で10分です。

譲受人は新規就農者であるためヒアリングを行っています。内容は机上配布させていただきました農地法3条許可申請に係るヒアリング項目をご確認ください。

以上のことを踏まえて、農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

中野委員 事務局の説明が終わりました。

(職務代理) この案件の地元は後藤委員になりますが、

後藤委員 問題ございません。

伊藤委員 副業の許可は得ているのでしょうか？

事務局 副業のことにつきましては問題ないと聞いており、農作業は従事できる

とご回答いただいております。作物の販売予定はなく、自家消費の予定と
のことです。

伊藤委員 最近機械を取り扱う事故が多いため、機械の取扱に慣れているか確認し
ていただいて、不慣れであれば講習を受けてもらうなど、就農者が入りや
すいようにアドバイスをしていただきたいです。

事務局 今回に関しては、機械を所有者に借りて行い、知識面につきましても所
有者のサポートを受ける予定でおります。

中野委員 他にご意見などありませんか。

(職務代理) なければ、この案件について、当農業委員会として「許可」としてよろ
しいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可」として、回
答することといたします。

続きまして、【議案第 28 号】農地法第 5 条の規定に係る許可申請 2 件
について議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書 2 ページをご覧ください。

申請番号 R7-14、申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書
のとおりです。

申請者は、名古屋市天白区に本社を置く、重機を用いた土木工事を請け
負っている法人です。事業拡大に伴い、大規模な土木工事の受注が増加
し、借地の既存資材置場では大量の残土設置や大型重機による作業スペ
ースが不足しています。また周辺は住宅密集地であるため、近隣住民の方の
ことも考え、新たな資材置場の確保が急務となっていました。

本店付近では希望に沿う土地が見つからず、事業拡大により、岐阜県や三
重県などでも工事を請け負うことが多くなったため、高速道路のアクセス
が良い場所を県内で幅広く探していました。

市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化
調整区域ではありますが、所有者より承諾を得られ、高速道路から近く、
また近隣の住宅が少ないため申請に至りました。

申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地
で、その規模が概ね 10ha 未満である農地であるため、農地の区分の該当
事項のオー（ア）－bに該当し、第 2 種農地と判断でき、許可できる案件
になります。

また一般基準については特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。申請地は位置図のとおりです。北側には畑が残っています。

土地利用計画図をご覧ください。

北側に残土を設置します。雨水は砂利敷きにより自然浸透させます。

周囲はブロックおよび2メートルのパネルを設置し、土砂の流出及び残土等の飛散を防ぎます。北側は農地のため、パネルの高さを1.5メートルにし、日照や通風に配慮します。また、側溝は南側と西側にありますが、乗り入れ口は南東側に作るため触らないとのことです。

なお、既存の資材置場は土地所有者へ返却するとのことです。

以上で説明を終わります。

中野委員 事務局の説明が終わりました。

(職務代理) この案件の地元は後藤委員になりますが、

後藤委員 乗入れ口だけしっかりしていただければ問題ございません。

伊藤委員 交差点すぐに乗入れ口を作るのは許可する側として適正なのでしょう
か？事故を起こさない為にも確認していただきたいです。

事務局 土木課に共有させていただき、支障がないようにしていきたいと思いま
す。

中野委員 他にご意見などありませんか。

(職務代理) なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、
回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、申請番号 R7-15、申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人につ
いては議案書のとおりです。

申請者は、清須市に本社を構える水道工事事業を行っている法人です。
近隣で資材置場として利用していた土地が農地の無断転用だったため、転
用を是正し、農地に現状回復しました。その後は本社敷地内に資材等を置
いていましたが、同敷地内は自宅と兼用であり、スペースがなく、生活に
支障をきたしているため、資材置場の確保が急務となりました。

市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化
調整区域ではありますが、本社から近く、また所有者より承諾を得られた
ため申請に至りました。

申整地は、立地基準のエー（ア）－b－（b）街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当し、第3種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また一般基準については特段の問題はございません。
配布した図面をご覧ください。申請地は位置図のとおりです。
土地利用計画図をご覧ください。
西側に残土を設置し、隣の配管材等はブルーシートで覆います。雨水は砂利敷きにより自然浸透させます。
西側のみ既存の壁を使用し、その他の周囲はブロックおよび1.5メートルの完成鋼板を設置し、土砂の流出及び残土等の飛散を防ぎます。北側は農地のため、完成鋼板の高さを1メートルにし、日照や通風に配慮します。また、雨水は砂利敷きにより自然浸透させ、周りの側溝については、西側の乗り入れ口部分のみ蓋をし、側溝を入れ替えるとのことでした。
以上で説明を終わります。

中野委員 事務局の説明が終わりました。

（職務代理） この案件の地元は木村委員になりますが、
木村委員 問題ございません。

中野委員 他にご意見などありませんか。

（職務代理） なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして、【報告第22号】農地法第18条第6項の規定による通知1件及び【報告第23号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件及び【報告第24号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出4件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。報告第22号農地法第18条第6項の規定による通知1件を説明します。申請番号R7-10、利用権設定がされていた申請地について、議案書のとおり合意解約されたので、農地法第18条の規定による通知がされたものです。こちらは三宅委員の案件です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 議案書 5 ページをご覧ください。報告第 23 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 1 件を説明します。申請番号 R7-38 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら始末書が添付されております。担当は横井委員です。

横井委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 6 ページをご覧ください。報告第 24 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 4 件を説明します。申請番号 R7-105 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら福田悪水土地改良区賦課金が該当しております。担当は石塚委員です。

石塚委員 問題ございません。

事務局 続きまして申請番号 R7-106 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら清洲駅前土地区画整理事業地内で再転用案件になります。担当是三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 続きまして申請番号 R7-107 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら再転用の案件となります。担当は岩田委員です。

岩田委員 問題ございません。

事務局 続きまして申請番号 R7-108 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は建売住宅建築です。担当は星野委員です。

星野委員 問題ございません。

中野委員 事務局の説明が終わりました。

(職務代理) 以上のことについて、質問はありますか。

それでは、その他の生産緑地のあっせんについて事務局に説明を求めます。

事務局 生産緑地のあっせん依頼について説明いたします。

生産緑地所有者の死亡又は故障により農業に従事することができなくなり、清須市都市計画課へ生産緑地の買取申出があり、市内部機関で買い取り希望がなかったため、農業委員会へ生産緑地法第 17 条の 2 の規定に基づくあっせんの協力依頼が 1 件ありました。

あっせん依頼の内容について説明させていただきます。

申出地、地目、面積は記載のとおりとなります。

買い取り希望金額は、1 m²あたり 140,000 円から 160,000 円となっており、1 筆で 40,200,000 円から 186,240,000 円となります。

この土地に関して、各委員のご地元にて、買い取りの希望者がいると思われる場合は今月末までに事務局へ申し出てください。耕作希望者がいない場合、斡旋不成立の旨を都市計画課へ報告し、都市計画変更の手続きへ入る流れとなります。

以上で説明を終わります。

中 野 委 員 事務局の説明が終わりました。

(職務代理) 以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和 8 年 2 月 25 日、水曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所北館 2 階第 1、第 2 会議室にて開催予定ですのでよろしくお願ひします。

以上で令和 7 年度第 10 回農業委員会を閉会します。本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 2 時 4 0 分—

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____